


議案第 39 号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 31 日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。